

令和3年4月1日

支援決定を行う期間の満了について

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「当社」という。）は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負った事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対して、その事業の再生を支援することを目的に設立（平成24年2月）されました。

以来、747先の事業者に対して支援決定を行ってきましたが、今般、令和3年3月31日をもちまして、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条第7項に定める支援決定を行う期間の満了日を迎えたことから、新たな支援申込の受付を終了いたしました。

今後は、支援決定を行った事業者の事業の再生を着実に進めていくため、支援を表明した金融機関や他の支援機関等との連携強化を図るとともに、これまでも実施してきた販路開拓等の本業支援をはじめとする多岐に渡る助言等の取組み（ソリューション提供業務）を業務の中心に据えて注力していきます。

当社としては、再生に向けた支援に丁寧に対応できるよう、金融機関・支援機関との連携強化や支援チームの組成等の体制整備を図りながら、被災により過大な債務を負った事業者の方々の事業再生を支援することを通じ、被災地域の復興・創生に取り組んで参ります。